

平成19年度行政評価等プログラム における政策評価テーマ等について

行政評価局の役割と取組方針

行政評価局は、政府部内において行政の改革・改善機能を担っており、次に掲げる業務の的確な遂行を通じて、国民に信頼される公正で透明、簡素で効率的な質の高い行政の実現を図ることをその役割としている。

1 政策評価

政策効果を把握・分析して評価を行い、政策の見直し・改善を推進

- ・政策評価制度の推進
- ・総務省が行う政策の統一性・総合性確保評価
- ・各府省が行った政策評価の点検



- 政策評価制度の一層の機能の発揮に向けた取組の推進
- 規制の事前評価の円滑な実施に向けた取組の推進
- 政策体系の整備、政策評価と予算・決算との連携強化の推進
- 国民への説明責任の観点に配慮し、政策評価に関する情報の公表の徹底

2 行政評価・監視

各府省の業務の実施状況を調査し、その結果に基づいて勧告等を行うことにより、行政の運営及び制度の改善を推進



- 国民の安全・安心の確保等政府の重要行政課題の解決の促進や簡素で効率的な行政の確保に重点を置いた行政評価・監視の実施
- 早急に改善を要するものについては、機動的に実施

3 独立行政法人評価

政策評価・独立行政法人評価委員会に付与された権限の行使を補佐することにより、独立行政法人評価の客観的かつ厳正な実施等を確保



- 政策評価・独立行政法人評価委員会が行う、独立行政法人等に係る評価に関する評価活動等を的確に補佐し、同委員会の機能を最大限に発揮

4 行政相談

国の行政全般についての苦情や意見・要望を受け付け、必要なあつせんを行うことにより、その解決や実現を促進



- 行政相談事案の的確な処理の推進
- 行政相談の総合窓口の充実、広報の充実及び大規模災害が発生した場合の特別相談活動の実施

平成 19 年度行政評価等プログラムの骨格（案）

I 政策評価

1 政策評価制度の推進に関する業務

政策評価の一層の機能の発揮に向け、政策評価の円滑かつ効果的・効率的な推進と政策評価の質の向上等を図るため、以下の取組を推進。

- ① 政策評価の改善・充実に向けた取組
- ② 規制の事前評価の円滑な実施に向けた取組
- ③ 政策体系の整備、政策評価と予算・決算との連携強化
- ④ 国民への説明責任の観点に配慮し、政策評価に関する情報の公表の徹底

2 評価専担組織としての業務（法第 13 条に基づく計画として位置づけられるもの）

(1) 統一性又は総合性を確保するための評価（法第 12 条第 1 項によるもの）

政府として指向すべき一定の方向性の下に統一性又は総合性を確保する必要がある政策であって、

- ① 法令や閣議決定等に基づき政府全体としての取組が求められている主要な行政課題に係る各行政機関の政策、
- ② 行政機関に共通的な行政制度・システムを活用する政策、
- ③ 複数の行政機関の所掌に関係する政策であって、法令や閣議決定等に基づき政策の総合性の確保に関する目的や講ずべき措置が明らかになっている主要なもの

について、重点的かつ計画的に実施。

平成 19 年度から 21 年度までの 3 か年において、国民の安全・安心の確保、魅力ある地方の創出、成長力・競争力の強化、再チャレンジ、環境問題への対応等政府として統一的又は総合的な対応を要する重要課題について評価を実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）を踏まえ、政策群について府省横断的に検証。

統一性又は総合性を確保するための評価の結果を踏まえて各行政機関が講じた政策の見直し・改善の状況について、フォローアップを的確に実施。

(2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（評価法第 12 条第 2 項によるもの）

各行政機関が実施した政策評価についての審査の結果、政策評価の実例の蓄積等を踏まえつつ、政策評価の一層の実効性の向上に資する観点から、以下の取組を推進。

- ① どのような政策についてどのように政策評価を行っているか又は行おうとしているのかなど各行政機関における政策評価の実施状況についての情報の収集・分析。
- ② 各行政機関が実施した政策評価について、引き続き、評価の質の向上の観点から審査を行い、関係機関に結果を通知し、公表。また、概算要求に関連して行われた政策評価について、重点化を図りつつ、行政機関ごとに個々に審査。
- ③ 平成 15 年 8 月に公表した「『評価の実施の必要性の認定』の考え方の整理と今後の取組」等を踏まえ、個々の事案に即して、評価が適切に実施されているかどうかについての事実関係の把握・整理を行うことを通じて、
 - i 各行政機関が実施した政策評価のうち改めて評価が行われるべきもの
 - ii 社会経済情勢の変化等に的確に対応するために評価が行われるべきものについて検討。評価の質の向上と信頼性の確保を図るとともに、国民に対する説明責任を果たしていくため、検討を通じて明らかになった事実関係や得られた具体的な知見を整理の上、各府省に提供、公表。

3 政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）に関する業務

政策評価に関して政策評価・独立行政法人評価委員会（政策評価分科会）が行う以下の調査審議に適時適切に対応し、同委員会（分科会）の機能を最大限発揮。

- ① 政策評価に関する基本的事項
- ② 統一性又は総合性を確保するための評価の実施及び客観性を担保するための評価活動の実施に係る重要事項

II 行政評価・監視

国民の安全・安心の確保等政府の重要行政課題の解決の促進、簡素で効率的な行政の確保等に向けて引き続き重点的な取組を実施。

政府の重要行政課題に係る政府関係機関からの協力要請に対しては、積極的に協力を行うこととし、必要に応じて行政評価・監視を実施。

また、国民からの苦情、事故・災害、不祥事件等を契機として、早急に改善を要するものについて、機動的に行政評価・監視を実施。

Ⅲ 独立行政法人評価

－政策評価・独立行政法人評価委員会（独立行政法人評価分科会）に関する業務－

独立行政法人の事務・事業の見直し及び業務実績に係る評価等に関して政策評価・独立行政法人評価委員会が行う次に掲げる活動を的確に補佐し、同委員会（分科会）の機能を最大限発揮。

- 独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告についての審議
- 独立行政法人の業務実績に関する評価結果についての審議
- 国民への独立行政法人評価に関する各種情報提供の充実 等